

件 名	女性に対する暴力をなくす運動 パープル・ライトアップの実施	問合せ	市民協働推進課 内線 203
内 容			
■女性に対する暴力をなくす運動 暴力は、その対象の性別や加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。 女性の人権尊重のため、女性に対する暴力の根絶と被害者支援活動などの充実を図るため、毎年 11 月 12 日～25 日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定められています。 ■パープル・ライトアップとは 女性に対する暴力をなくす運動の一環として、暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、期間中に全国各地で建物などがパープルにライトアップされています。 このパープル・ライトアップを通して、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼び掛けるとともに、被害者に対して「一人で悩まず、まずは相談をしてください」とのメッセージが込められています。		■パープル・ライトアップの実施 富士吉田市男女共同参画推進会議では、趣旨に賛同し、ライトアップを実施します。 実 施 日■11 月 12 日(火) 午後 5 時 30 分～7 時 ※午後 5 時 30 分より点灯式 実施場所■市役所庁舎 壁面前 主 催■富士吉田市男女共同参画推進会議 	